平成２１年（フ）第７１６号
群馬県前橋市田口町586番地１　上武呼吸器科内科病院、住民票上の住所渋川市石原1233番地１　伊藤アパートＩ棟
債務者　岡野美代子（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７１７号
群馬県前橋市田口町586番地１　上武呼吸器科内科病院、住民票上の住所群馬県渋川市石原1233番地１　伊藤アパートＩ棟
債務者　岡野　博之
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２０号
群馬県伊勢崎市山王町1120番地11
債務者　木村　清美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２１号
群馬県伊勢崎市三室町4104番地
債務者　小川　　博
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２２号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4596番地６
債務者　清野　睦穂
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３３号
群馬県前橋市粕川町女渕589番地34
債務者　加藤　勝年
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３４号
群馬県前橋市粕川町女渕589番地34
債務者　加藤　朝美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３６号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字干俣1381番地
債務者　土屋　友和
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３７号
群馬県前橋市下細井町349番地１－Ｂ－40号
債務者　境野　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３９号
群馬県伊勢崎市宮子町2948番地　コミューンM102
債務者　舎利倉里枝（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４０号
群馬県佐波郡玉村町大字後箇151番地
債務者　小林皆奈子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９８号
群馬県高崎市沖町223番地２
債務者　小野関　淳
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５０２号
群馬県高崎市八千代町１丁目11番１号　21世紀ハイツ304号
債務者　依田由利子（旧姓米屋）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６０３号
愛知県稲沢市西島３丁目138番地
債務者　松本紀久美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２０６２号
京都府八幡市男山八望３番地１－Ｂ46―902
債務者　馬場　建次
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６３号
京都府八幡市男山八望３番地１－Ｂ46―902
債務者　馬場　淑子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７９号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字高麗田６番地の11
債務者　鳩山ゆう子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２２号
大阪府富田林市喜志町２丁目５番39号102
債務者　上園　富夫
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係